

公的・一般大学資金（GUF）の推計方法について（中間報告）

総務省統計局経済統計課

1 背景

フラスカティ・マニュアル（以下「FM2015」という。）では、「国際比較の慣行として、公的・一般大学資金¹（GUF：General university funds）は政府から受領資金として報告されるべき」としている（4.98）。我が国における GUF に相当する資金の最たるものは運営費交付金であるが、調査において GUF を把握することは困難²な状況にある。

OECD のデータベースには、OECD 事務局において推計した GUF が掲載されているが、1994 年度実績を基にした係数（ウェイト）による推計を続けていることから、“日本側において推計する”ことを事務局から要請されている。

2 調査における取扱い

(1) 国立大学

国から受け入れた運営費交付金及び施設整備費補助金が GUF に該当するが、これらは、「外部から受け入れた研究費」には含めず、「自己資金」として扱っている。（ただし、年度途中で追加配分された補助金等は、研究関係業務に使用されたとみなされる額を「外部から受け入れた研究費」として扱うこととしている。）

(2) 公立大学

地方公共団体から受け入れた運営費交付金及び施設整備費補助金が GUF に相当するが、これらは、「外部から受け入れた研究費」には含めず、「自己資金」として扱っている。（ただし、年度途中で追加配分された補助金等は、研究関係業務に使用されたとみなされる額を「外部から受け入れた研究費」として扱うこととしている。）

(3) 私立大学

私立学校振興助成法に基づく経常費補助金が GUF に相当し、研究関係業務に使用されたとみなされる額を「外部から受け入れた研究費」（「公的機関・その他」から）として扱っている。

3 基本的な考え方

調査で得られた回答データと公開されている財務データ等を基に推計する方向で、大学の会計担当者にもヒアリングを行って検討を進める。

まずは、我が国における GUF の大半を占めると考えられる国立大学について、推計方法を検討する。

¹ FM2015 では、大学が中央（連邦）政府の教育担当省若しくはこれに対応する地域（州）又は地方（市町村）の権限機関から受領する大学の研究／教育活動全般の支援に係る一般補助金のうち、研究開発の資金として負担した分を GUF と定義している（9.63）。

² 本研究会では、これまでの検討において、統計調査によって直接把握することは困難であるとの結論に至っている。

4 国立大学における GUF

(1) 国立大学法人会計と科学技術研究調査との対応関係

国立大学法人会計における収入項目（決算報告書ベース）と調査における資金区分との対応は、次のとおりと考えられる。

国立大学法人会計		主たる目的			科学技術研究調査		
		研究	教育	診療			
国 等 か ら の 収 入	運営費交付金(A1)	○	○	○	自己資金(GUF)(a1)		
	施設整備費補助金(A2)	○	○	○	自己資金(GUF)(a2)		
	船舶建造費補助金		○		—		
	補助金等収入	○			外部から受け入れた研究費		
	研究に関するもの				—		
	上記以外		○	○	—		
自 己 収 入	授業料、入学料及び検定料収入(B1)	○	○	○	自己資金(b1)		
	附属病院収入			○	—		
	雑収入(B2)	○	○	○	自己資金(b2)		
	産学連携等研究収入(受託研究・共同研究)	○			外部から受け入れた研究費		
	寄附金収入	研究目的	○			外部から受け入れた研究費	
		研究以外の目的		○	○	—	
		目的を指定しない寄附(B3)	○	○	○	自己資金(b3)	
	科学研究費補助金(間接経費)	○			外部から受け入れた研究費		
その他(知財関連収入など)(B4)	○	○	○	自己資金(b4)			
そ の 他	長期借入金				—		
	短期借入金				—		
	その他				—		

注) 国立大学法人会計における収入額のうち、研究目的で支出された分が研究費に該当する。
表中の「—」は、研究費としての支出が無い又は極めて少ないと想定されるものを表す。

- ・科学技術研究調査の「自己資金」には、GUF に該当する運営費交付金及び施設整備補助金並びに「自己収入」の一部の項目が含まれると考えられる。
- ・「自己収入」から研究費として支出された金額（B1～B4のうち研究費として支出された金額、すなわち b1～b4）が分かれば、残差として GUF を求めることができるが、
 - (ア) 教育と研究一体的に行われていることから、「研究」に支出された額のみを切り出すことは困難
 - (イ) 運営費交付金は授業料や雑収入と一体的に支出管理をされており、切り出すことが困難などといった事情から、残差として求めることも困難である。

(2) 推計方法案

そこで、科学技術研究調査の「自己資金」の内訳比率は、国立大学法人会計の収入項目(のうち「自己資金」に対応しているもの)の内訳比率と等しいものとして、次のとおり推計する。

国立大学法人会計		科学技術研究調査	
国等からの収入	運営費交付金(A1)	自己資金(GUF)(a1)	
	施設整備費補助金(A2)	自己資金(GUF)(a2)	
自己収入	授業料、入学料及び検定料収入(B1)	自己資金(b1)	
	雑収入(B2)	自己資金(b2)	
	寄附金収入 目的を指定しない寄附(B3)	自己資金(b3)	
	その他(知財関連収入など)(B4)	自己資金(b4)	

それぞれの比率は同じと仮定

$$\frac{A1+A2}{A1+A2+B1+B2+B3+B4} = \frac{a1+a2}{a1+a2+b1+b2+b3+b4}$$

GUFから支出した研究費

$$= \text{「自己資金」} \times \frac{\text{運営費交付金及び施設整備費補助金}}{\text{「自己資金」に対応する収入項目}} \\ \text{(科学技術研究調査)} \qquad \qquad \qquad \text{(国立大学法人会計)}$$

注) 附属病院収入などを研究費に支出していた場合は、上記推計の分母に含める。ただし、附属病院収入の全てを含めると、割合が大きく変わってしまうため、附属病院における研究活動の規模などを考慮する必要がある。

また、目的を指定しない寄附金が極めて少ない場合は、上記推計から寄附金収入を除く。

(3) 大学へのヒアリング

上記(1)、(2)の考え方について、国立大学(※)の調査への回答者又は経理担当者に意見を聞いたところ、概ね妥当であるとの見解を得た。

※ ヒアリングの対象は、医学部設置の有無や2020年調査での回答状況を踏まえて、以下のとおり選定

- 医学部を設置している大学：4校
(旧帝大から1校、旧医専から1校、新設医科大から2校)
- 医学部を設置していない大学：3校
- 大学共同利用機関法人：2機構

【主なコメント】

- ・実際に算出するとなると負担が大きい。公表資料を用いて推計するのは、妥当な考え方だと思う。[医学部設置なし]
- ・それなりに妥当な推計方法だと思う。[新設医科大]
- ・全くの検討違いとは思わない。合理的な考え方ではないか。[旧帝大]
- ・施設整備費補助金は附属学校の教室や講義室の改修に充てており、当該年度における研究費としての支出はない。[医学部設置なし]

⇒推計における施設整備費補助金の扱いについて考慮が必要

- ・「教育」と「研究」は一体的であり、「研究」だけに特化した金額は出せない。本部から各部局への資金配分も「教育研究」として配分している。[旧帝大]
- ・寄附金については、いずれも用途が特定されている。目的を指定しない寄附金というのは基本的にはない。[ヒアリングを行った全ての大学]

⇒推計上、寄附金収入は除外

- ・附属病院においても研究が行われており、附属病院収入からも人件費を支出しているものの、研究に支出された金額というのは、把握が難しい。附属病院収入を除いて推計しても、感触として、悪くない結果になる。[新設医科大]

⇒推計上、附属病院収入は除外

- ・運営費交付金からの支出項目は把握できているが、「研究」に限定した費用だけを算出することは困難である。厳密に計算してみないと分からない面はあるが、推計値を出すのであれば、この方法で良いと考える。[旧医専]
- ・実際に数値を出してみないと分からないが、誤差の範囲内で大きく乖離することはないと思う。[大学共同利用機関法人]
- ・この方法による推計値は、実際に調べた数値と比較的近いものであった（推計値が若干高額で、差率は2%）。[医学部設置なし]

(4) ヒアリング結果を踏まえた推計方法案

$$\text{GUFから支出した研究費} = \text{科学技術研究「自己資金」} \times \text{国立大学法人会計における運営費交付金等の割合(注)}$$

注) 調査への回答状況によって、推計に用いる割合の算出方法を変更

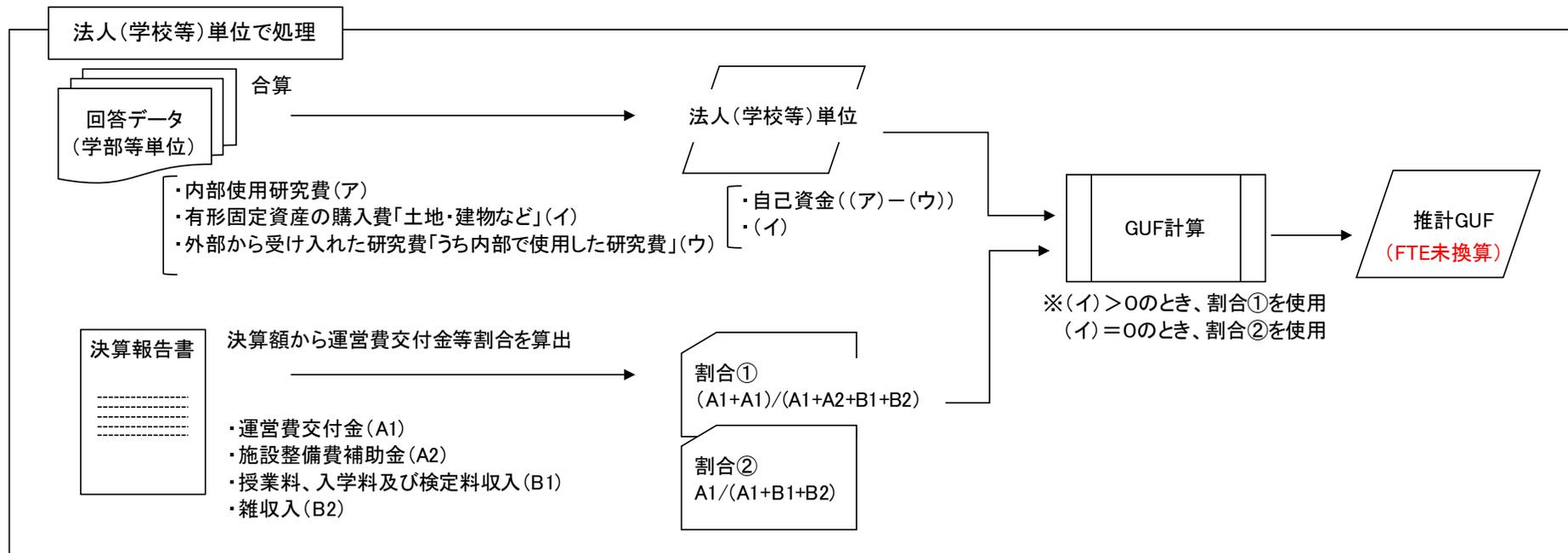
- ・有形固定資産の購入費における「土地・建物など」への支出がある場合

$$\frac{\text{運営費交付金} + \text{施設整備費補助金}}{\text{運営費交付金} + \text{施設整備費補助金} + \text{授業料、入学金及び検定料収入} + \text{雑収入}}$$

- ・有形固定資産の購入費における「土地・建物など」への支出がない場合

$$\frac{\text{運営費交付金}}{\text{運営費交付金} + \text{授業料、入学金及び検定料収入} + \text{雑収入}}$$

○実際の処理フロー



OFTE 換算

研究費に関する FTE 換算は、費目別のデータを用いて、人件費に FTE 係数を乗じることで行っている。人件費には、研究補助者や技能者なども含まれるが、便宜上、教員の FTE 係数を用いることとしており、組織形態（国立、公立、私立）や学問分野によって FTE 係数が異なることから、組織形態×学問分野別に細分して、FTE 換算を行っている。

資金源別の研究費については、FTE 換算前の研究費における各区分の割合を FTE 換算済みの研究費に乗じることで換算を行っている。国立大学の GUF についても同様に、FTE 換算前の内部使用研究費に占める GUF の割合を FTE 換算済みの研究費に乗じて換算を行う。

